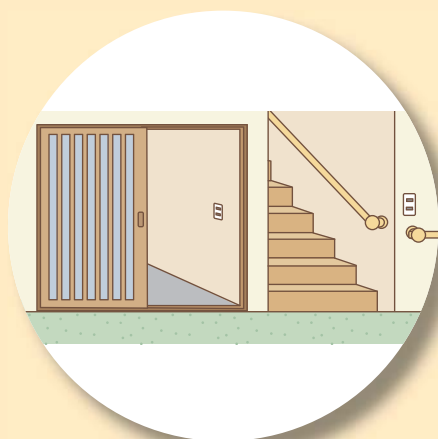
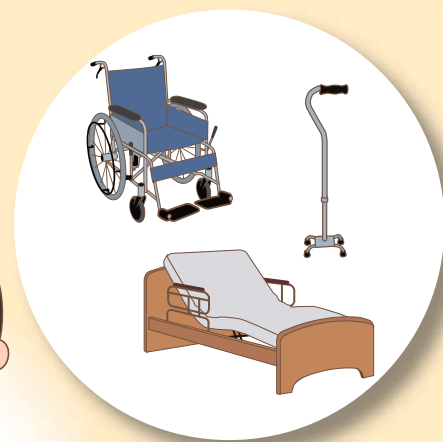


元気に安心して生活するために 住宅改修・福祉用具 介護保険を活用しよう!



いつまでも
住み慣れた
わが家で暮らす
ために



目次

いつまでも自宅で暮らすために	3	
住宅改修には、こんな効果があります	4	
介護保険から住宅改修費を支給します	5	
介護保険を利用した住宅改修は？	6	
町田市独自の住宅改修は？	8	
自分の身体・家屋にあった改修をするために、 住宅改修アドバイザーに相談してみましよう！	9	
「住宅改修費」支給の手続きは？	10	
住宅改修をする前に、気をつけたい注意点は？	11	
介護保険で利用できる福祉用具	12	
介護保険で福祉用具を購入するには？	14	
介護保険で福祉用具をレンタルするには？	15	
介護保険を利用した住宅改修・福祉用具	【実例 1】 玄関	16
	【実例 2】 階段・廊下	17
	【実例 3】 トイレ	18
	【実例 4】 浴室	19
	【実例 5】 寝室	20
	【費用負担編】 利用料のめやす	21
	【番外編】 トラブル事例	22
よい事業者を選ぼう	23	

政省令などの公布により、内容が変更になる場合があります。

いつまでも自宅で 暮らすために

「長年住み慣れた、愛着のあるわが家を離れたくない」と願うのは、誰でも同じです。

しかし、高齢になり身体機能が低下してくると、住環境を整えなくては元気に安心して生活することが難しくなってきます。

そこで、介護保険制度では、要介護認定を受けた方に対して、日常生活の自立を助けるために、「住宅改修費の支給」「福祉用具購入費の支給」「福祉用具のレンタル」が認められています。住み慣れた自宅で生活を続けていくためには、住宅改修や福祉用具購入・レンタルで何ができるのでしょうか。

**利用方法や
改修の際のポイントを
ご紹介します。**



住宅改修には、 こんな効果があります

住環境は、心身の健康に影響します

現状

住宅改修をすると



活動が低下すると、寝たきりになってしまいます。

自分でできることが増えれば、生活全般に意欲が出てきます。



階段や段差は転倒の危険性が高い場所です。

手すりを取り付ければ、転倒しにくくなります。



家族に頼った生活では、負担がかかります。

適切な改修は、利用者本人と家族の負担を軽くします。



介護保険から 住宅改修費を支給します

要支援者・要介護者の自立支援が目的です

対象者は？

介護保険の要介護認定で、

要支援 1・2、要介護 1～5 と認定された方が
対象となります。

支給される
金額は？

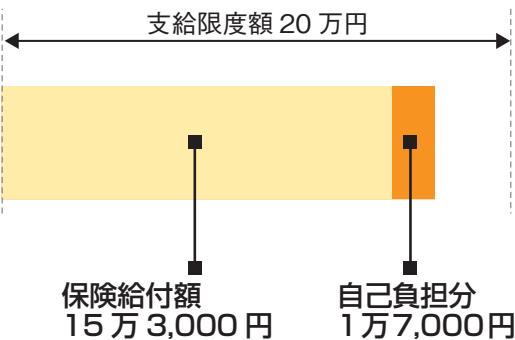
実際にかかった工事費用のうち、支給対象となる金額の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。支給限度基準額は、要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、20万円です（給付の上限は18万円、16万円又は14万円）。

20万円を超える工事の場合は、超えた分の全額も自己負担となります。下図を参照ください。

利用者負担割合が1割の場合の例

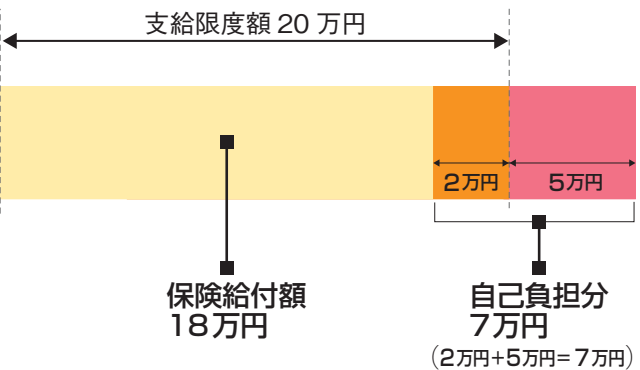
改修費用が20万円以下の場合

例 改修費用 17万円とすると



改修費用が20万円を超える場合

例 改修費用 25万円とすると



利用できる
回数はいくつ？

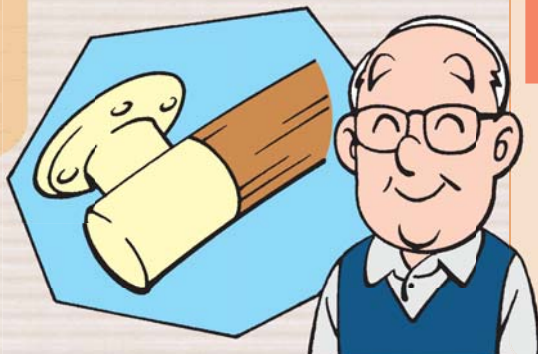
原則、1人20万円が支給限度基準額となっています。1回の改修費用が20万円未満だった場合、次回改修時に残りの金額を再度申請することができます。

また、例外として、転居した場合、改修工事後に要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。

※ただし、市制度（8頁に記載）についてはこの限りではありません。

介護保険を利用した住宅改修は？

現状を
生かしつつ、
上手に改修
しましょう

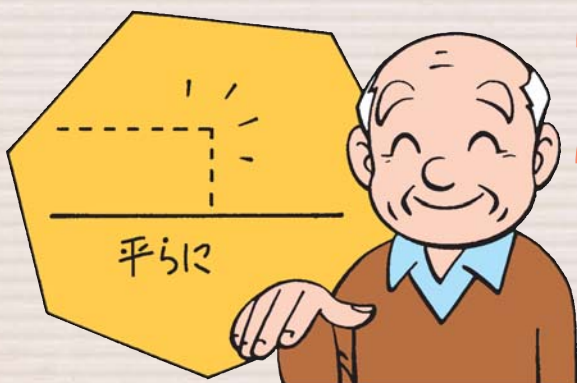


1

手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防や移動補助となる手すりを取り付ける。

※取り付け工事を伴わない手すりなどは「福祉用具のレンタル」の対象となります。

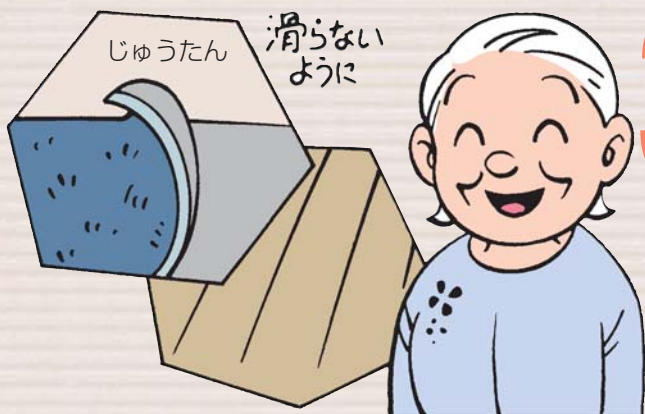


2

段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの段差や、玄関から道路までの段差の解消、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ、通路の傾斜の解消など。

※取り付け工事を伴わないスロープの設置は「福祉用具のレンタル」、浴室用すのこの設置などは「福祉用具購入費の支給」の対象となります。
※昇降機、リフト、段差解消機などの設置は除きます。



3

滑りの防止や移動を円滑にするための 床、通路面の材料の変更

畳敷きの居室を車いすで使用しやすいようにフローリングにする改修や、浴室の滑りやすいタイルの床を滑りにくい材質のものに変更する改修、砂利敷きの玄関外通路を滑りにくい舗装材に変更する改修など。

住宅改修

Q & A

Q1 家庭に要介護認定者が複数名いる場合の支給額は？

A 1軒の住宅に認定を受けた方が複数名いる場合は、それぞれに支給限度基準額を20万円として、改修費用の原則9割、8割又は7割×人数分が支給されます。

ただし、複数名の介護保険で同一箇所
の改修を行うことはできません。また、複数名の介護保険費を合算して改修を行うことはできません。

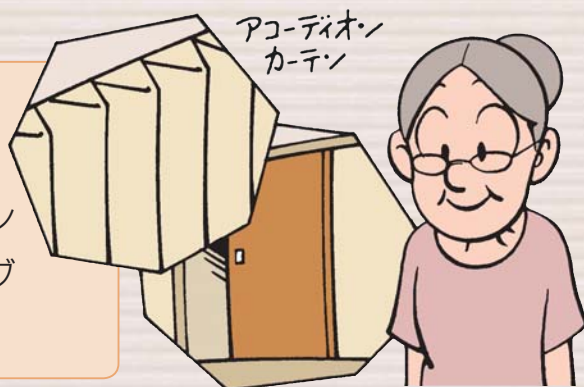
Q2 要介護認定者が入院中でも住宅改修費の申請は可能？

A 入院中、又は施設に入所中の方は、原則として住宅改修費の支給は受けられません。

退院や退所が決まっている場合は、事前に住宅改修を行うことができますが、退院・退所できなくなった場合は、全額自己負担となります。

4 引き戸などへの 扉の取り替え

開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。扉の撤去やドアノブの変更。



5 洋式便器などへの 便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え。

※和式便器の上に置いて、腰掛け式に変更する場合は、「福祉用具購入費の支給」の対象となります。



6 1～5の改修に伴って 必要となる工事

- (1) 手すりの取り付けに伴う壁の下地補強
- (2) 浴室の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
 - ・スロープの設置に伴う、脱輪防止のための立ち上がりの設置
- (3) 床材を変更するための下地補修や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤の整備
- (4) 扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事
- (5) 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化工事は除く）、床材の補修



Q3 家を新築・増築する際、住宅改修費は利用できる？

A 原則として現在居住している住宅の改修を対象としているため、住宅の新築や、新たに部屋をつくるといった増築は対象となりません。老朽化などによるリフォームも対象外です。

Q4 施工業者に依頼せず家族が改修した場合は？

A 家族が改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

Q5 介護保険の事前申請書を提出する前に工事を行ってしまった場合は？

A 事前申請書を提出して、市の事前審査が完了してから工事を行わないと、全額自己負担となります。

町田市独自の住宅改修は？

※年齢が65歳以上で「要介護」「要支援」の認定をお持ちの方は、1～3の住宅改修ができます。
※ただし、1～3の改修工事は、それぞれの項目ごとに、1世帯につき1回までしか利用できません。

1 浴槽の取り換え

和式浴槽（またぎが高く狭い浴槽）や、洋式浴槽（浅く広い浴槽でおぼれる危険がある）を、和洋折衷の入りやすい浴槽に交換することができます。

※介護保険の支給限度基準額20万円を超える場合に、支給限度基準額37万9千円を追加します。

2 流し・洗面台の取り換え

車いす利用者や長時間の立位での作業が困難な方が、車いす用の流しや洗面台に交換することができます。

また、疾病のため蛇口がひねられなくなった方が蛇口をレバーハンドルなどに交換することができます。

※支給限度基準額は、15万6千円です。

3 和式トイレの洋式化

和式便器を洋式便器に交換することができます。

※介護保険の支給限度基準額20万円を超える場合に、支給限度基準額10万6千円を追加します。

4 要介護認定で非該当になった方

要介護認定で非該当となった方でも、身体機能の状況により、6頁と7頁の住宅改修を行うことができる場合があります。

詳しくは裏表紙に記載のお住まいの地域の高齢者支援センター・あんしん相談室にお問い合わせください。

ただし、年齢が64歳以下の方は対象となりませんので、ご注意ください。

※支給限度基準額は、20万円です。

併せてできる
減額制度

固定資産税の減額「バリアフリー改修」

介護保険制度を利用して、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるバリアフリー改修を行った方は、固定資産税の減額制度を利用できる場合があります。

（申請は改修工事の完了後3か月以内ですので、ご注意ください。）

まずは介護保険課給付係 住宅改修担当(042-724-4366)へお問い合わせください。

自分の身体・家屋にあった改修をするために、 住宅改修アドバイザーに相談してみましょう！

住宅改修アドバイザー制度とは

町田市では、住宅改修アドバイザー制度を導入しています。

住宅改修アドバイザーとは、住宅改修における助言を目的に町田市が委託している建築士・理学療法士・作業療法士です。

住宅改修により、安全で暮らしやすい住環境になるよう、**家屋の条件や身体機能に合わせて改修の助言・提案を行います。**

また、ご利用にあたっての**費用の自己負担はありません。**

ご利用の流れ

住宅改修アドバイザー制度のご利用は、ご担当のケアマネジャー又は裏表紙に記載のお住まいの地域の高齢者支援センター・あんしん相談室（以降、ケアマネジャー等）にご相談ください。

ケアマネジャー等が住宅改修アドバイザーと日程調整を行い、利用者が施工業者・ケアマネジャー等と改修工事の打合せを行う際に住宅改修アドバイザーが同席します。

このとき、住宅改修アドバイザーから改修に関する助言・提案を受けることができます。

住宅改修アドバイザーは、利用者からの質問や相談にもお答えします。

なお、工事内容が複雑な場合や、高額の工事を行う際は、ケアマネジャー等から当制度をご案内する場合があります。

制度ご利用の注意点

住宅改修アドバイザーが市に報告書を提出する必要があるため、ご相談時に書類へのご署名をお願いします。

住宅改修アドバイザーの提案内容はあくまでも提案ですので、どのような住宅改修を行うかは、利用者（家族）でご検討の上、お決めください。

「住宅改修費」支給の手続きは？

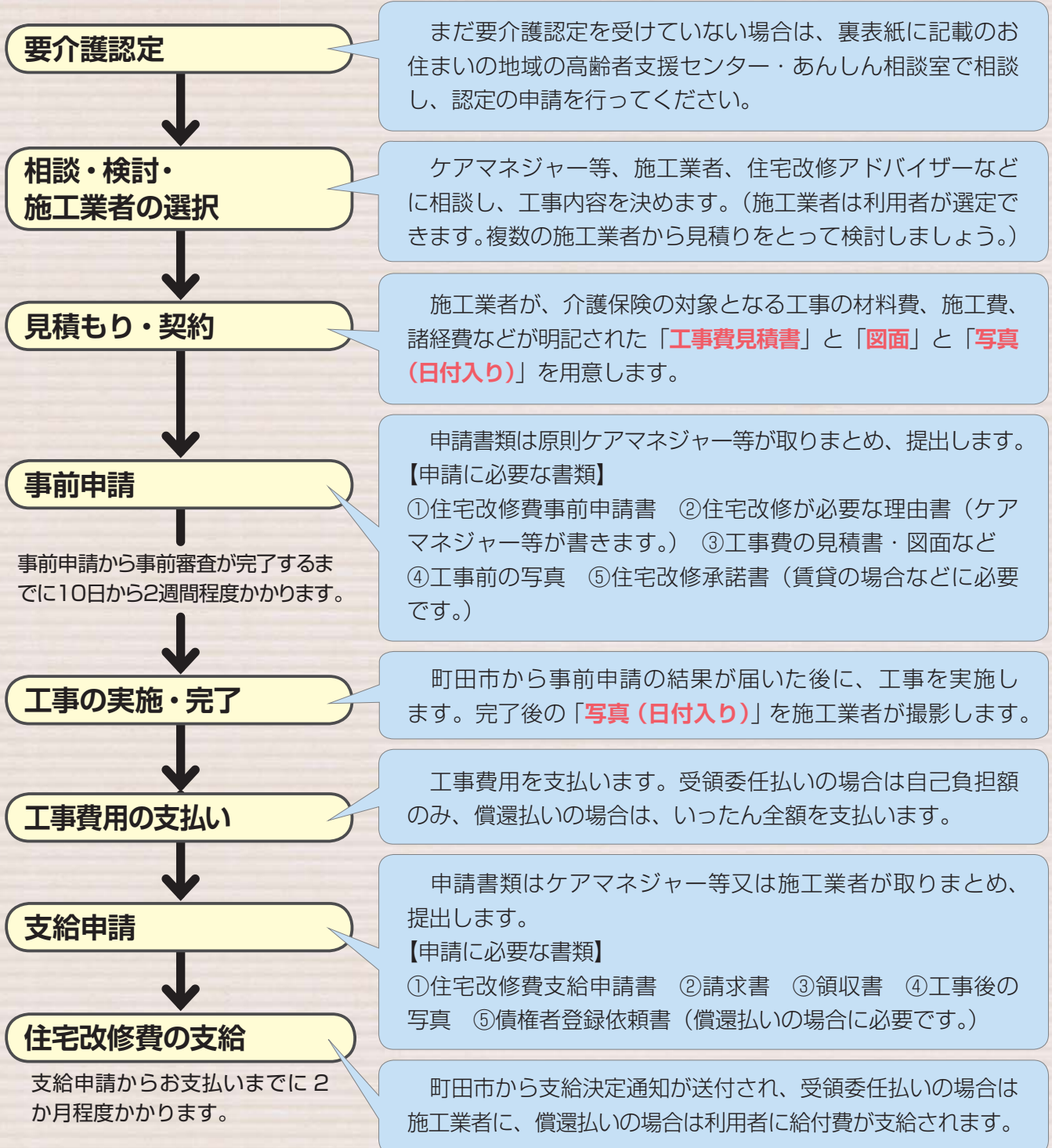


余裕を
もって準備
しましょう

工事を行う前に！

まずはケアマネジャー等にご相談ください。

改修費用の支給は基本的に「償還払い」※¹ですが、町田市では、「受領委任払い」※²制度を設けています。



※1 償還払い

利用者が施工業者に工事費用の全額（10割）を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割、8割又は7割を公費給付額として、償還（払い戻し）を受けるものです。

※2 受領委任払い

利用者が施工業者に支給対象となる工事費用の1割、2割又は3割を含む自己負担額を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割、8割又は7割を公費給付額として施工業者に支払うものです。

この制度を利用できる施工業者は、市に登録している業者のみとなります。

住宅改修をする前に、 気をつけたい注意点は？

改修計画は慎重に、じっくりと

本当に今すぐ改修が 必要？

家具の配置を変えたり、福祉用具を利用したりなどの工夫で済むこともあります。もう一度検討してみましょう。

主治医や専門家の 意見は？

身体機能に合わせた改修を行うことができるよう、主治医や理学療法士、住宅改修アドバイザーやケアマネジャー等とよく相談をしましょう。

あなたの家は 持ち家？ 賃貸？

持ち家か賃貸かにより条件は異なります。賃貸では、事前申請の際に所有者の「住宅改修承諾書」が必要となります。所有者と相談しておきましょう。

費用については？

「償還払い」は、いったん全額を立て替えるので、最初にまとまった金額が必要となります。無理のないプランを立てましょう。
※受領委任払い制度を利用すると便利です。

家族で よく話し合いましたか？

要介護者の自立度向上、介護者の負担軽減など、同居家族みんなの意見を総合し、改修内容を決めましょう。

施工業者を決める ときは？

同じ改修でも、施工業者によって価格が異なる場合があるため、複数の施工業者から見積りをとって検討しましょう。

住宅改修と
福祉用具利用は
セットで検討を

介護保険で利用できる

住宅改修をする際、同時に検討したいのが「福祉用具のレンタルと購入費の支給」。これらをうまく組み合わせれば、住環境を効果的に整えることができます。

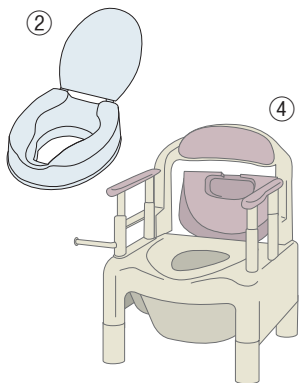
購入できるもの

対象になる品目は
以下の品目になります。

※身体機能によって、購入できない場合があります。

●腰掛便座

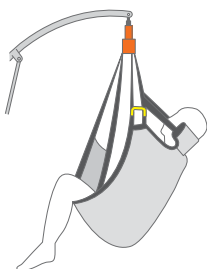
- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変えるもの
- ②洋式便器の上に置き、高さを補うもの
- ③電動又はスプリング式で、立ち上がる際の補助機能があるもの
- ④ポータブルトイレ



●室内で利用できるものが対象になります

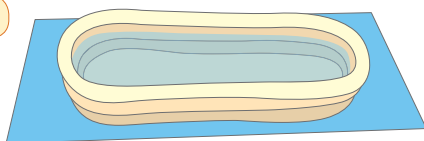
●移動用リフトのつり具

●移動用リフト本体は「福祉用具のレンタル」の対象



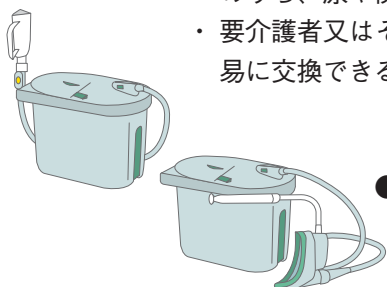
●簡易浴槽

●取水又は排水のために工事を伴わないものが対象となります



●自動排泄処理装置の交換可能部品

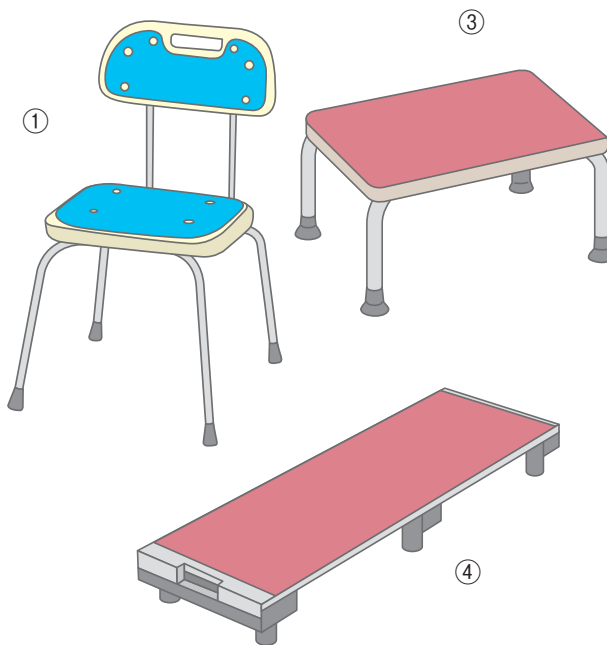
- ・レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの
- ・要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの



●自動排泄処理装置本体は「福祉用具のレンタル」の対象

●入浴補助用具

- ①入浴用いす
- ②浴槽用手すり
- ③浴槽内いす
- ④入浴台（バスボード）
- ⑤浴室内すのこ
- ⑥浴槽内すのこ
- ※⑤⑥は全面に敷き段差を解消するもの
- ⑦入浴用介助ベルト
・体に巻き付けて使用するもの



費用について

- ◎利用者は原則として支給対象となる購入費用の1割、2割又は3割を負担します。
- ◎同一年度（4月～翌年3月）につき支給限度基準額は10万円までです。

福祉用具

レンタルできるもの

対象になる品目は以下の品目になります。

※ 要支援 1・2、要介護 1 の方は原則として
 ○ の品目を借りられません。

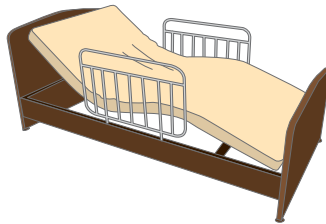
○車いす

- ① 自走用標準型車いす
- ② 普通型電動車いす
- ③ 介護用標準型車いす

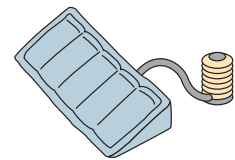


○特殊寝台

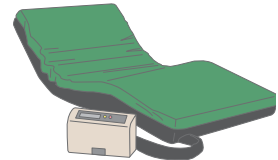
- ・ サイドレールが取り付け可能なもの
- ・ 背部又は脚部の角度調整が可能なもの
- ・ 高さ調整が可能なもの



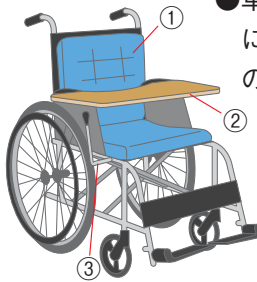
○体位変換器



○床ずれ防止用具



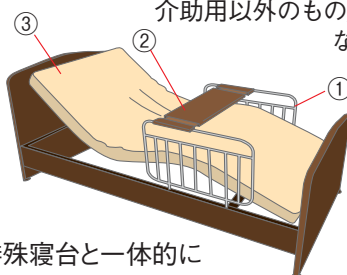
○車いす付属品



- 車いすと一体的に使用されるものが対象
- ① クッション又はパット
- ② テーブル
- ③ ブレーキ
- ④ 電動補助装置など

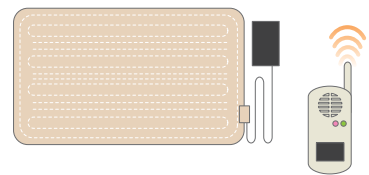
○特殊寝台付属品

- ① サイドレール
- ② テーブル
- ③ マットレス
- ④ スライディングボード・スライディングマット
- ⑤ 介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）など

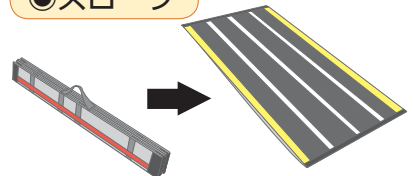


- 特殊寝台と一体的に使用されるものが対象

○認知症老人徘徊感知機器



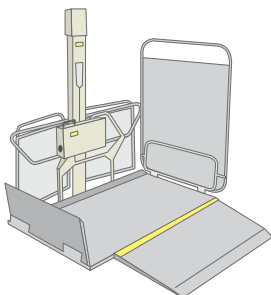
○スロープ



- 段差解消のものであって取付工事が伴わないものが対象

○移動用リフト(つり具を除く)

- ① 床走行式
- ② 固定式
- ③ 据置式



- 工事を伴うものを除く

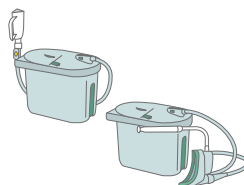
- 段差解消機、入浴用リフト、階段移動用リフト、立ち上がり補助いすを含む

○歩行者



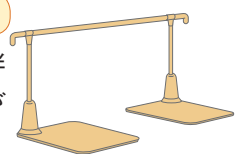
○自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)

- ・ 尿や便が自動的に吸引されるもの
- ※ 原則として要介護 4、5 の方（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

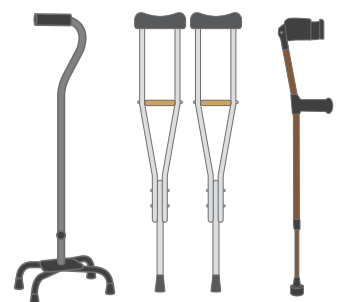


○手すり

- 取付工事が伴わないものが対象



○歩行補助つえ



費用について

- 利用者は原則としてレンタルの費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担します。
- 月々の支給限度基準額の範囲内で利用します。

※ 手すり、スロープについては、お住まいの状況に応じて住宅改修工事と福祉用具のレンタルをお選びできます。

介護保険で福祉用具を購入するには？

対象者は？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方で在宅で生活している方が対象となります。

購入方法

購入する際には、必ずケアマネジャー等や福祉用具専門相談員^{※1}と相談し、自分の身体に適したものを選定しましょう。対象品目は12頁を参照ください。

販売店を探す

都道府県から指定を受けた福祉用具販売事業所を探しましょう。

探し方がわからない方については、ケアマネジャー等に相談しましょう。

相談・検討

福祉用具専門相談員に相談して、自分の身体機能の状況や生活環境に応じて、福祉用具の選定や使い方を専門的にアドバイスしてもらいましょう。

購入・支払い

購入とあわせて費用を支払います。
支払い方法は2通りあります。

①償還払い

利用者が福祉用具事業所に購入費用の全額（10割）を支払い、その後、市から支給対象となる購入費用の9割、8割又は7割を公費給付額として、償還（払い戻し）を受けるものです。

②受領委任払い

利用者が福祉用具事業所に支給対象となる購入費用の1割、2割又は3割を含む自己負担額を支払い、その後、市から支給対象となる購入費用の9割、8割又は7割を公費給付額として福祉用具事業所に支払うものです。

この制度を利用できる福祉用具事業所は、市に登録している業者のみとなります。

町田市へ申請

申請手続きについては、福祉用具専門相談員、ケアマネジャー等がサポートしてくれます。

町田市で内容を審査の上、支給限度基準額^{※2}の範囲内で費用の9割、8割又は7割が給付されます。

※1 「福祉用具専門相談員」は、福祉用具事業所に配置されています。

※2 支給限度基準額は、同一年度(4月～翌3月)につき、10万円が上限です。

介護保険で福祉用具をレンタルするには？

対象者は？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方で在宅で生活している方が対象となります。

利用方法

都道府県から指定を受けた福祉用具レンタル事業所からのレンタルが対象となります。対象品目は13頁を参照ください。

ケアマネジャー等に相談

他の居宅サービスと同様にケアマネジャー等がレンタルする用具を組み入れたケアプランを作成して、ケアプランに基づき福祉用具をレンタルできます。

福祉用具の選定

都道府県から指定を受けた福祉用具レンタル事業所の福祉用具専門相談員に相談して、自分の身体機能や生活環境に応じて、福祉用具の選定や使い方を専門的にアドバイスしてもらいましょう。
また、福祉用具の全国平均価格と上限価格について福祉用具専門相談員から説明がありますので、その上で自分に最適な福祉用具を選びましょう。

納品・支払い

福祉用具が届いたら、費用の1割、2割又は3割を福祉用具レンタル事業所に支払います。

要支援1・2、要介護1の方で車いす、特殊寝台等のレンタルが必要な場合

「要支援1・2及び要介護1」の方は、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、認知症老人徘徊感知機器、また「要支援1・2及び要介護1～3」の方は、自動排泄処理装置のレンタルが原則として介護保険の対象外となります。ただし、病気などが原因で日常的に歩行や起き上がりが困難な方など必要と認められた方は、例外的にレンタルできる場合があります。

例外的にレンタルが必要な方は、担当のケアマネジャーに相談してください。

玄関

門から玄関、玄関の土間から上がりかまちなど、玄関周りには高齢者の動作の障害となる段差が存在します。そのため、外出がおっくうになり、閉じこもりがちになってしまうというケースは少なくありません。

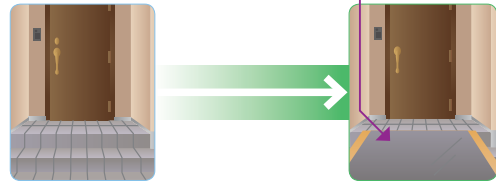
改修前



チェックポイント

- 上がりかまちとの段差が大きい
- 上がりかまち横の壁に身体を支えるものがない
- 玄関ホールの床が滑りやすい（玄関マットが動く）
- 土間や玄関先が滑りやすい
- 玄関から門、公道までの間に段差がある

住 スロープ（固定）の設置



改修後

貸 手すりのレンタル

貸 歩行補助つえの利用

住 手すりの取り付け

住 踏み台（固定）の設置
※固定しない場合は対象外

外 腰掛けベンチを設置

住 滑りにくい床材に変更



住 住宅改修費支給対象 外 対象外 貸 福祉用具貸与費支給対象（レンタル）

階段・廊下

高齢者の転倒事故の多くは室内で起きています。特に階段や狭く通りにくい廊下は、つまずいて転倒事故を招きやすいところです。高齢者が安心して移動できる工夫が必要です。

改修前



チェックポイント

- 部屋の出入り口や階段に身体を支えるものがない
- 部屋と廊下間に段差がある
- 扉が開けにくい（狭い廊下側に開く、ドアノブが握りにくいなど）

住 敷居を撤去し、段差解消

住 開き扉から引き戸などへの変更

改修後

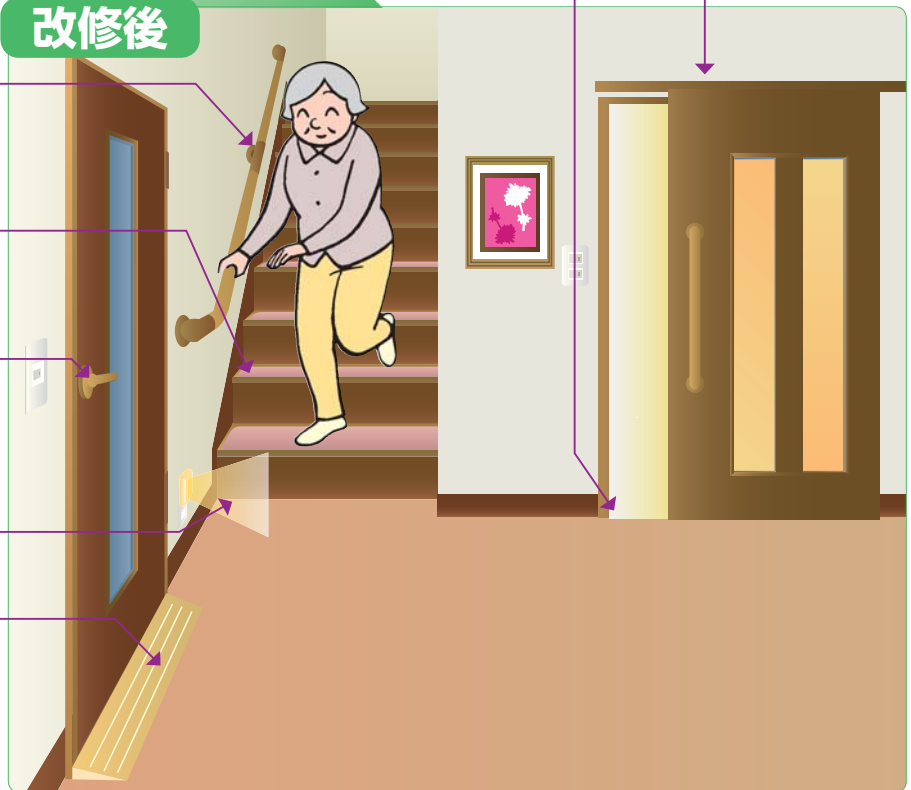
住 手すりの取り付け

住 滑り止めのための表面加工

住 ドアノブの変更

外 足元灯の設置

住 すりつけ板の設置

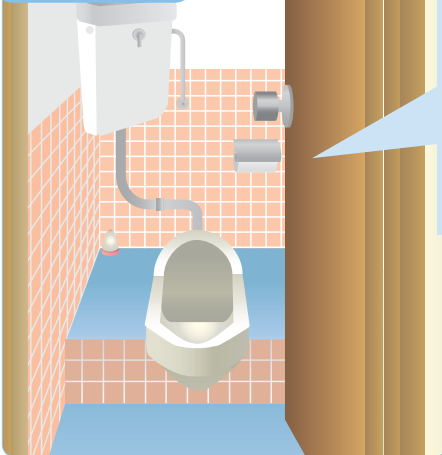


住 住宅改修費支給対象 **外** 対象外

トイレ

排泄が自立できていると、生活全般への意欲も向上します。介護者の手をわずらわすことなく、また、その負担を最小限にするために、日常生活で最も利用回数の多いトイレの改修は、最優先事項のひとつです。

改修前



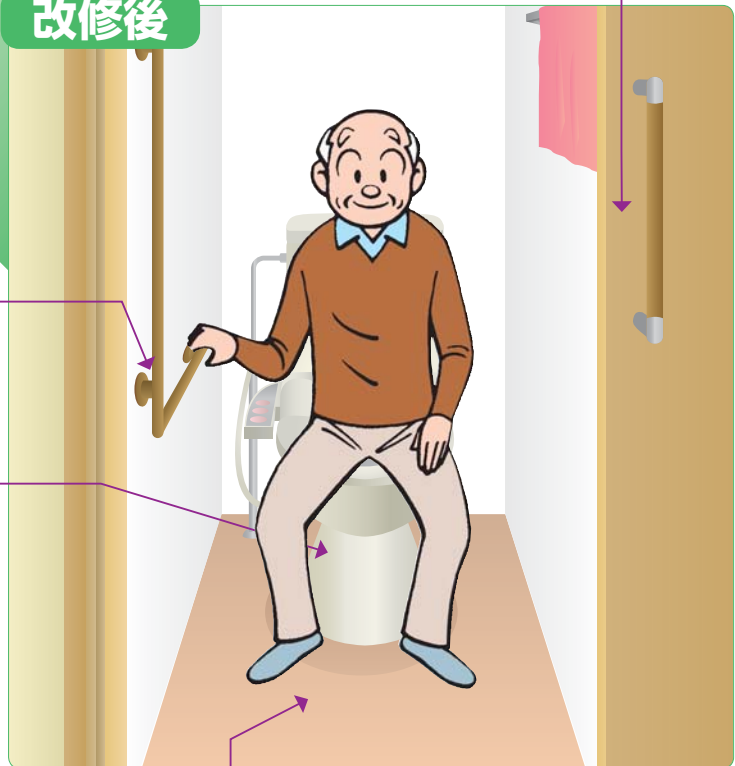
チェックポイント

- 和式の便器である
- 便座からの立ちすわりの際に身体を支えるものがない
- 扉が内開きで、介助がしづらい
- 床が滑りやすい

住 扉の変更

※ドアの変更、ドアの開閉方向、間口の変更（車イスの場合のみ）も可

改修後



住 手すりの取り付け

住 市 和式便器を洋式便器に取り替え

住 滑りにくい床材に変更

住 住宅改修費支給対象

市 市制度補助あり

浴室

入浴は心身の健康にとって大切なひととき。滑りやすく、バランスを崩しやすい高齢者の入浴時の動作を考慮して、事故を防ぎ、介護者の負担もできるだけ軽くなるよう、安全な環境を整えましょう。

改修前



チェックポイント

- 浴槽のふちが高く、入りにくい
- 浴室、浴槽の出入り口に身体を支えるものがない
- 扉の開閉が邪魔をして、浴室での動作に支障がある
- 床が滑りやすい

購 入浴用いす (シャワーチェア) の設置

外 水栓金具の取り替え

購 浴槽用手すりの設置

住 折れ戸へ交換

改修後

住 手すりの取り付け

外 滑り止めマットの設置

購 浴槽内いすの設置

購 入浴台の設置

住 **市** 浴槽の取り替え

住 滑りにくい床材に変更

※床上げ工事も含む



住 住宅改修費支給対象

購 福祉用具購入費支給対象

外 対象外

市 市制度補助あり

寝室

身体機能が低下した高齢者の寝室は、できれば階段を使わない1階で、トイレや浴室などに近い場所が理想です。現在の身体機能を生かし、自立した生活が送れるような改修を心がけましょう。

改修前



チェックポイント

- 屋外と部屋の境に段差がある
- 寝室からトイレまでが遠く移動できない
- 畳敷きのため車いすが利用しづらい
- 寝返り、起き上がりができない

改修後



貸 特殊寝台の利用

住 手すりの取り付け

貸 歩行補助つえの利用

貸 車いすの利用

購 ポータブルトイレの設置

住 フローリングの床への変更 ※この際の床上げ（下げ）のための工事費も含む

住 住宅改修費給付対象

貸 福祉用具貸与費支給対象（レンタル）

購 福祉用具購入費支給対象

利用料のめやす

改修が広範囲になればなるほど、当然、費用は高額になります。生活する上で、どこ
の改修が最も必要か、改修計画はよく考えて優先順位をつけることが大切です。

実際のケースから改修費用の内訳を紹介しますので、改修計画の参考にしてください。

※実際の費用とは異なる場合がございますので、ご了承ください。



ケース①

要介護度 2

Aさん（69歳）の場合

築17年の一戸建てに居住。

転倒による骨折で、入院。

退院後、自宅を改修。

利用者負担割合は2割。

【住宅改修】

- ・浴室手すり取り付け（I型・L型） 約40,000円
- ・浴室開き戸を折れ戸に変更 約70,000円
- ・トイレ手すり取り付け（I型） 約20,000円
- ・玄関手すり取り付け 約25,000円
- ・玄関段差解消（踏み台設置） 約15,000円

合計 約170,000円

支給額 約136,000円

自己負担額 約34,000円

【福祉用具購入】

- ・入浴用いす 約12,000円

合計 約12,000円

支給額 約9,600円

自己負担額 約2,400円

自己負担額合計 約36,400円



ケース②

要介護度 3

Bさん（76歳）の場合

築30年の一戸建てに居住。

脳梗塞により左半身まひとなり、

移動には車いすを使用。

利用者負担割合は1割。

【住宅改修】

- ・トイレ手すり取り付け（I型・L型） 約40,000円
- ・トイレの扉を外開き 約10,000円
- ・和室をフローリングの床へ変更 約220,000円

合計 約270,000円

支給額 約180,000円

自己負担額 約90,000円

【福祉用具レンタル】

- ・車いす ひと月約7,000円
- ・特殊寝台 ひと月約12,000円
- ・特殊寝台付属品 ひと月約3,500円

【福祉用具購入】

- ・浴槽内いす 約12,000円
- ・入浴台 約20,000円

合計 約54,500円

支給額 約49,050円

自己負担額 約5,450円

自己負担額合計 約95,450円

トラブル事例

悪質な介護サービス提供事業者とのトラブルも増えていきます。特に住宅改修は、大がかりな工事をもちかけられ、被害金額が予想外に高額になる場合もあります。複数の施工業者から見積りをとるなどし、23頁のチェックポイントも参考に後でトラブルにならないように慎重に検討しましょう。

【ケース1】

「介護保険が利用できる」と言われ契約したが、対象外だった



訪問販売業者に「介護保険でできますよ」と言われ、すっかり信用し、確認せずにトイレや浴室などの住宅改修工事の契約を結び前金を支払った。後に介護保険が利用できるのは工事のほんの一部のみだとわかった。

対処法

契約前にケアマネジャー等に相談しましょう。
契約してしまった場合は、町田市消費生活センターに相談しましょう。

【ケース2】

工事がずさんで仕上がりも雑。やり直してもらいたいが…



手すりの設置などさまざまな工事の仕上がりにも問題があり、やり直しを依頼したが、追加工事となるため別途費用が必要と言われた。

対処法

契約前にケアマネジャー等とよく相談し、事業者選びを慎重に。
町田市に受領委任登録をしている施工業者は、介護保険の住宅改修についての研修を受講しています。

町田市消費生活センター

商品やサービスに関する契約上のトラブルや商品の安全・品質・苦情など、消費生活に係わる相談を専門の相談員がお受けし、助言やあっせんなどを行います。

窓口 TEL 042-722-0001 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 3階

電話受付時間：月曜日から土曜日 午前9時から正午、午後1時から午後4時
※祝休日、年末年始（12月28日から1月3日）は除く

よい事業者を選ぼう

事業者選びのチェックポイント

高齢者又は障がい者対応の住宅改修について実績と経験があるか

改修の相談にあたっては一方的に話を進めることなく、依頼者の立場で話をよく聞き、多くの提案をしてくれるか

医療、福祉、保健の専門家との連携がとれているか

介護保険の対象となる改修、対象とならない改修を明確に理解しているか

依頼者の予算に応じた改修計画ができ、またわかりやすい見積りを提示できるか

アフターサービスの体制がしっかりしているか

申請業務などの事務処理が迅速にできるか

所在地、会社概要、専門の有資格者の有無などが公表されているか

日曜日や祝日、担当者が不在のときなどの対応がしっかりしているか

苦情や相談、緊急時の対応についての担当者は誰かが明確にされているか

複数の施工業者から見積りをとって検討しているか

町田市の高齢者のお問い合わせ・相談窓口

お住まいの担当地域の高齢者支援センター・あんしん相談室までお気軽にご相談ください。

●開所日：月曜日から土曜日まで（祝休日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

●開所時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 ※ただし緊急の場合は、夜間のご相談も可能です。

高齢者支援センター名	担当エリア	所在地	電話番号 (市外局番 042)	あんしん 相談室名	所在地	電話番号 (市外局番 042)
堺第 1	相原町	相原町 2373-1 (老人保健施設 サンシルバー町田内)	770-2558	相原	相原町 1158-26	700-7121
堺第 2	小山町、小山ヶ丘、上 小山田町	小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム 美郷内)	797-0200	小山	小山町 2619	794-8751
忠生第 1	函師町、下小山田町、 忠生、矢部町、小山田 桜台、常盤町、根岸町、 根岸	下小山田町 3580 (ふれあい桜館 1 階)	797-8032	忠生	忠生 3-1-34 もりやハイツ II 101 号室	792-8888
忠生第 2	山崎町、山崎、木曽町、 木曽西、木曽東（都営 木曽森野アパートを除 く）、本町田の一部（公 社住宅町田木曽）	山崎町 2200 (福音会木曽山崎事業所 内)	792-1105	木曽	木曽東 1-34-10 ちひろマンション 101	794-7901
鶴川第 1	小野路町、野津田町、 金井、金井町（藤の台 団地を除く）、大蔵町、 薬師台	薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム 第二清風園内)	736-6927	野津田	野津田町 831-1	708-8964
鶴川第 2	能ヶ谷、三輪町、三輪緑 山、広袴、広袴町、真光 寺、真光寺町、鶴川	能ヶ谷 3-2-1 (鶴川地域コミュニティ 1 階)	737-7292	鶴川	鶴川 6-7-2-103	718-1223
町田第 1	原町田（都営金森 1 丁 目アパートを除く）、中 町、森野、旭町、木曽 東の一部（都営木曽森 野アパート）	森野 4-8-39 (特別養護老人ホーム コモズ内)	728-9215	原町田	原町田 4-24-6 せりがや会館 1 階	722-8500
町田第 2	本町田（公社住宅町田 木曽を除く）、金井町 の一部（藤の台団地）、南 大谷の一部（公社住宅 本町田）	本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅 サービスセンター内)	729-0747	本町田	本町田 3486 藤の台団 1-50- 109	860-7870
町田第 3	玉川学園、南大谷（公 社住宅本町田を除く）、 東玉川学園	玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者在宅 サービスセンター内)	710-3378	南大谷	南大谷 205-1-2	851-8421
南第 1	鶴間、小川、つくし野、 南つくし野、南町田	南町田 5-16-1 (特別養護老人ホーム 芙蓉園内)	796-2789	小川	小川 6-1-11	850-6234
南第 2	金森、金森東、南成瀬、 成瀬が丘、原町田の一 部（都営金森 1 丁目ア パート）	金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム 合掌苑桂寮内)	796-3899	成瀬が丘	成瀬が丘 2-23-4 ベルハイツ成瀬 1 階	795-9100
南第 3	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、 成瀬台	西成瀬 2-48-23	720-3801	成瀬	西成瀬 2-48-23	732-3239

介護保険制度に関する問い合わせ

町田市役所いきいき生活部介護保険課 町田市森野 2-2-22 市役所 1 階		
・介護保険料に関すること	保険料係	TEL：042-724-4364
・介護認定、申請手続きに関すること	認定係	TEL：042-724-4365
・介護保険給付、サービスに関すること	給付係	TEL：042-724-4366

この冊子は2,800部作成し、1部あたりの単価は256円です(職員人件費を含みます)。

刊行物番号 19-69

2020年3月発行